

平成 26 年度
山形県青果物等出荷規格集

山 形 県

目 次

山形県青果物等標準出荷規格指導要綱	1
山形県青果物等標準出荷規格	
■果 実	
さくらんぼ	4
も も (ネクタリンを含む)	6
西洋なし	8
ぶ どう	10
りんご	12
渋 が き	14
す も も	15
日本なし	16
う め	17
く り	17
ほしがき	18
あけび	19
キウイフルーツ	20
■野 菜	
果菜類・果実的野菜	
すい か	21
小玉すいか	22
ネット系メロン	23
アールスメロン	24
きゅうり	25
ト マ ト	26
中玉トマト	27
ミニトマト	28
な す	29
小 な す	30
ピーマン	31
パプリカ (カラーピーマン)	32
かぼちゃ	33
いちご	34
オ ク ラ	35
豆 類 等	
えだまめ	36
さやいんげん	37
さやえんどう	38
とうもろこし (スイートコーン)	39
葉茎菜類	
ね ぎ	40
に ら	41
アスパラガス	42
はくさい	43
キャベツ	44
ほうれんそう	45
せいさい	45
食用ぎく	46
おかひじき	46

セルリー	47
レタス	48
ブロッコリー	49
茎ブロッコリー	50
あさつき	51
しゅんぎく	51
五月菜	52
花みょうが	53
根みつば	54
アスパラ菜	55
根菜・土物類	
だいこん	56
かぶ	57
秋冬かぶ	58
にんじん	59
ごぼう	60
さといも	61
ながいも	62
ばれいしょ	63
にんにく	64
山菜類	
たらの芽	65
うるい(軟白促成)	66
ふきのとう	67
山うど(軟白栽培)	68
わらび	69
菌茸類	
なめこ	70
なましいたけ(生しいたけ)	71
ひらたけ	72
えのきだけ	72
まつたけ	73
ぶなしめじ	74
■花き	
ばら	75
トルコギキョウ	76
ゆり	77
アルストロメリア	78
ストック	79
きく	80
さくら	81
りんどう	82
フリーズア	83
スターチス	84
カーネーション	85
べにばな	86
宿根かすみそう	87
グラジオラス	88
加工果実取引規格	89

山形県青果物等標準出荷規格指導要綱

昭和58年3月29日園第659号	平成8年3月11日農園第1171号
昭和59年2月29日園第650号	平成9年2月28日農園第1125号
昭和60年2月18日園第672号	平成10年3月6日農園第1108号
昭和61年2月17日園第630号	平成11年3月26日農園第1135号
昭和62年2月9日園第619号	平成12年1月31日農畜第1818号
改正 昭和63年3月14日園第646号	平成19年3月30日農政第832号
平成元年3月30日園第838号	平成20年2月29日農政第656号
平成2年3月5日園第904号	平成24年3月29日新農第495号
平成3年3月26日園第947号	平成25年3月15日新農第474号
平成5年3月26日園第450号	平成26年3月17日6次第393号
平成5年7月19日園第139号	
平成7年2月22日園第393号	

(目的)

第1 この要綱は、青果物等の取引の公正と商品価値の向上を図るため、青果物等の出荷規格を統一し、これを普及することにより、県産青果物の声価を高め、農業経営の安定向上に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「青果物等」とは、県内で生産される青果物等で、別記1に掲げるものをいう。

2 この要綱において「標準出荷規格」とは、出荷する青果物等の等級、階級、容器、内容量及び荷造方法についての基準をいう。

(県規格の制定)

第3 知事は、山形県青果物等標準出荷規格（以下「県規格」という。）を制定するものとする。

2 知事は、前項の県規格を制定する場合には、あらかじめ生産出荷団体及び流通関係者等の意見を聴するものとする。また、これを改正し、もしくは廃止する場合においても同様とする。

(県規格の内容)

第4 第3の1に規程する県規格の内容は、別記2のとおりとする。

(普及・指導)

第5 知事は、県規格を制定、改正又は廃止したときは、関係者に速やかにこれを周知させるための措置を講ずるものとする。

2 生産出荷団体及び流通関係者等は、生産者に県規格を普及・徹底させるための必要な措置を講じなければならない。

(県規格の遵守)

第6 青果物等を出荷しようとする者は、県規格により出荷するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 5 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 10 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別記1（要綱第2）

作 目	種 別	品 目
果 実	(13品目)	さくらんぼ、もも、西洋なし、ぶどう、りんご、渋がき、すもも、日本なし、うめ、くり、ほしがき、あけび、キウイフルーツ
野 菜 (58品目)	果 菜 類 ・ 果 実 的 野 菜	すいか、小玉すいか、ネット系メロン、アールスメロン、きゅうり、トマト、中玉トマト、ミニトマト、なす、小なす、ピーマン、パプリカ（カラーピーマン）、かぼちゃ、イチゴ、オクラ
	豆 類 等	えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、とうもろこし（スイートコーン）
	葉 茎 菜 類	ねぎ、にら、アスパラガス、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、せいさい、食用ぎく、おかひじき、セルリー、レタス、ブロッコリー、茎ブロッコリー、あさつき、しゅんぎく、五月菜、花みょうが、根みつば、アスパラ菜
	根 菜 ・ 土 物 類	だいこん、かぶ、秋冬かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、ながいも、ばれいしょ、にんにく
	山 菜 類	たらの芽、うるい（軟白促成）、ふきのとう、山うど（軟白栽培）、わらび
	菌 茸 類	なめこ、なましいたけ（生しいたけ）、ひらたけ、えのきだけ、まつたけ、ぶなしめじ
花 き	(14品目)	ばら、トルコぎきょう、ゆり、アルストロメリア、ストック、きく、さくら、りんどう、フリージア、スターチス、カーネーション、ベにばな、宿根かすみそう、グラジオラス
加工果実	(3品目)	さくらんぼ、もも、西洋なし

さくらんぼ

(1) 等級別品位

項目	等級別品位		
	秀	優	良
異品種果	混入しないもの	同 左	同 左
腐敗変質果	混入しないもの	同 左	同 左
形状	品種の特性を備え、最も良いもの	品種の特性を備え、良いもの	品種の特性を備えたもの
色 沢	付表1に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が秀いでたもの その他の品種にあっては、品種固有の色沢が秀いでたもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表優級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が優良なもの その他の品種にあっては、品種固有の色沢が優良なもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表良級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が良好なもの その他の品種にあっては、品種固有の色沢が良好なもの
熟 度	よくそろったもの（未熟果及び過熟果を除く）	そろったもの（未熟果及び過熟果を除く）	同 左
玉 ぞろい	付表2の基準に適合し、大きさがよくそろったもの	付表2の基準に適合し、大きさがそろったもの	付表2の基準に適合するもの
う る み	ないもの	着色がよく、目立たないもの	著しくないもの
病 虫 害	ないもの	灰星病等のものがなく、その他の被害があっても、果皮にとどまり、目立たないもの	同 左
傷 害	ないもの	目立たないもの（腐敗を誘発するものを除く）	同 左
その他の欠点	ほとんどないもの	外観を害しないもの	著しくないもの

付表1 品種別等級別着色割合

品 種	等 級		
	秀	優	良
佐 藤 錦	70パーセント以上	60パーセント以上	50パーセント以上
紅 秀 峰	80 "	65 "	50 "
ナポレオン	70 "	55 "	40 "

付表2 1果の大きさの基準

階級区分 項 目	4 L	3 L	L L	L	M
果実の大きさ(横径)	31ミリメートル 以上	28ミリメートル 以上	25ミリメートル 以上	22ミリメートル 以上	19ミリメートル 以上

備 考

1. 等級表示にあたっては、「特秀、秀、㊦」とすることができる。
2. 価格形成時に量目不足にならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

も

も

(ネクタリンを含む)

(1) 等級別品位

項目	等級別品位	
	秀	優
異品種果	混入しないもの	同 左
腐敗変質果	混入しないもの	同 左
形状	品種の特性を備え、最もよいもの	品種の特性を備え、よいもの
色 沢	付表1に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が秀いでたもの その他の品種にあっては、品種固有の色沢が秀いでたもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表優級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の色沢が優良なもの その他の品種にあっては、品種固有の色沢が優良なもの
熟 度	よくそろったもの（未熟果及び過熟果を除く）	そろったもの（未熟果及び過熟果を除く）
玉ぞろい	付表2の基準に適合し、大きさがよくそろったもの	同 左
病虫害	灰星病等がなく、その他病虫害の被害が果皮にとどまりほとんどないもの	灰星病等がなく、その他病虫害の被害が果皮にとどまり目立たないもの
核割れ	外観からほとんど核割れが認められないもの	外観から核割れが目立たないもの
日焼け	ないもの	目立たないもの
傷 害	生傷及び圧傷がなく、その他傷害があっても目立たないもの	生傷及び圧傷がなく、その他傷害があってもあまり外観を害しないもの
その他の欠点	ほとんどないもの	外観を害しないもの

付表1 品種別等級別着色割合

品 種	等 級	
	秀	優
白 鳳	50パーセント以上	20パーセント以上
あかつき	80 "	50 "
川中島白桃	70 "	40 "
ゆうぞら	60 "	40 "

付表2 1果の大きさの基準

標準5キログラム詰			
1箱玉数	基準1果重	1箱玉数	基準1果重
13 個	385グラム	22 個	230グラム
15 "	335 "	25 "	200 "
16 "	315 "	28 "	180 "
18 "	280 "	30 "	150 "
20 "	250 "		

備考

1. 等級表示にあたっては、「特秀、秀」とすることができる。
2. 価格形成時に量目不足とならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。
3. パックの穴の大きさに適合する果実を詰め、果実の損傷を防止するため緩衝効果の十分な資材を使用するものとする。

西 洋 な し

(1) 等級別品位

項 目	等 級 別 品 位	
	秀	優
異 品 種 果	混入しないもの	同 左
腐敗変質果	混入しないもの	同 左
形 状	品種の特性を備え、最もよいもの	品種の特性を備え、よいもの
色 沢 及 び 熟 度	品種の特性を備え、よくそろったもの (未過熟果を除く)	品種の特性を備え、そろったもの (未過熟果を除く)
玉 ぞ ろ い	付表に掲げる基準に適合し、大きさがよくそろったもの	同 左
さ び	果面積の20パーセント以下で目立たないもの	果面積の50パーセント以下であまり外観を害しないもの
日 焼	目立たないもの	あまり外観を害しないもの
病 虫 害	ないもの	同 左
つ る ん け	ないもの	同 左
傷 害	生傷及び圧傷がなく、その他の傷害があっても胴部以下にあり目立たないもの	生傷及び圧傷がなく、その他の傷害があってもあまり外観を害しないもの
その他の欠点	ほとんどないもの	外観を害しないもの

付表 1 果の大きさの基準

標準5キログラム詰			
1箱玉数	基準1果重	1箱玉数	基準1果重
4 個	1,250グラム	12 個	420グラム
5 "	1,000 "	14 "	360 "
6 "	840 "	16 "	320 "
7 "	720 "	18 "	280 "
8 "	630 "	20 "	250 "
9 "	560 "	24 "	210 "
10 "	500 "	28 "	180 "

備考

1. ラ・フランス等品種特性で「さび」の多い品種については、「さび」の項目の規定は、適用しないものとする。
2. 等級表示にあたっては、「特秀、秀」とすることができる。
3. 階級の表示は、実玉表示とする。
4. 各品種の1箱玉数は、おおむね次のとおりとし、各品種のいずれかに類似する品種にあつては、その類似する品種の1箱玉数に準ずるものとする。

品種	1箱玉数
ラ・フランス、バートレット	12～28個
シルバーベル	8～20個
マルゲリット・マリーラ	4～14個

5. 価格形成時に量目不足にならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

ぶ ど う

(1) 等級別品位

項 目	等 級 別 品 位		
	秀	優	良
房の形状及び粒そろい	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、着色が最も良く、熟度が適熟かつ整一であり、粒ぞろいの最も良いもの	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、粒ぞろいの良いもの	同 左
重欠点果	混入しないもの	同 左	同 左
軽欠点果	混入しないもの	著しく混入しないもの	混入の程度が優に次ぎ、商品性を有するもの

付表 形量区分

(1) デラウェア群及びキャンベルアーリー群

品 種 事 項 階級区分	デラウェア群		キャンベルアーリー群	
	基準房重	標準2キログラム詰 1箱房数	基準房重	標準2キログラム詰 1箱房数
3L	200グラム	10 房	400グラム	5 房
LL	170 "	12 "	340 "	6 "
L	125 "	16 "	250 "	8 "
M	95 "	22 "	200 "	10 "

(2) 大粒種群

標準5キログラム詰			
1箱房数	基準房重	1箱房数	基準房重
6 房	840グラム	10 房	500グラム
7 "	720 "	12 "	420 "
8 "	630 "	14 "	360 "
9 "	560 "	16 "	320 "

備 考

1. 「重欠点果」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 異品種果
デラウェア、巨峰、ピオーネ、シャインマスカット等を品種とし、品種間相互をそれぞれ異品種果とする。
 - (2) 敗変質果
腐敗したもの及び硬化萎縮等により変質したものをいう（過熟により肉質の変質しているものを含む。）。
 - (3) 病虫害果
病虫害の被害の認められるものをいう。
 - (4) 未熟果
糖度、色沢等により成熟度が著しく不十分と認められるものをいう。
 - (5) 傷害果
裂傷、切傷、圧傷等のあるものをいう。
 - (6) その他の重欠点果
軽欠点果に属する事項で、その欠点程度が特に著しいものをいう。
2. 「軽欠点果」とは、次に掲げるもので、重欠点果に該当しないものをいう。
 - ・病虫害の被害、さび等によって外観の劣るもの
3. 各群に含まれる主な品種は、次のとおりとし、各群にはこれらの品種のほか品種固有の形状がこれらの品種に類似する品種を含むものとする。

群 名	主な該当品種
デラウェア群	デラウェア
キャンベルアーリー群	キャンベルアーリー、アーリースチューベン、スチューベン、ナイアガラ、ネオマスカット
大粒種群	巨峰、高尾、ピオーネ、安芸クイーン、シャインマスカット

4. 大粒種群の階級表示は、実房数表示とする。
5. 価格形成時に量目不足にならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

りんご

(1) 等級別品位

項目	等級別品位		
	秀	優	良
色 沢	付表1に掲げる品種にあっては、同表秀級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が秀でたもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が秀でたもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表優級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が優良なもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が優良なもの	付表1に掲げる品種にあっては、同表良級に定める着色割合に達しているもので、品種固有の熟色が良好なもの その他の品種にあっては、品種固有の熟色が良好なもの
玉ぞろい	付表2に掲げる基準に適合し、大きさが良くそろったもの	同 左	同 左
重欠点果	混入しないもの	同 左	同 左
軽欠点果	ほとんどないもの	おおむねないもの	はなはだしくないもの

付表1 品種別等級別着色割合

品 種	等 級		
	秀	優	良
さんさ	80 パーセント以上	60 パーセント以上	40 パーセント以上
ファーストレディ	70 "	50 "	30 "
つがる	50 "	30 "	微 色
千秋	70 "	50 "	30 パーセント以上
紅玉	80 "	60 "	40 "
昂林	70 "	50 "	30 "
陽光	80 "	60 "	40 "
秋陽	80 "	60 "	40 "
ふじ	70 "	50 "	30 "

付表2 1果の大きさの基準

標準10キログラム詰（2段詰）	
1箱玉数	基準1重量
26個	385グラム
28〃	360〃
32〃	315〃
36〃	280〃
40〃	250〃
46〃	220〃
50〃	200〃
56〃	180〃

備考

1. 「重欠点果」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 異品種果
さんさ、ファーストレディ、つがる、玉林、昂林、秋陽、ふじ等を品種とし品種間相互をそれぞれ異品種果とする。
 - (2) 腐敗変質果
果肉（果芯を含む。以下同じ。）が腐敗し、又は変質しているものをいう。過熟は変質とみなす。
 - (3) 病虫害果
病虫害の被害が果肉に及ぶもの。病虫害により腐敗しているものは腐敗に扱う。
 - (4) 未熟果
でんぷん含量、糖度又は硬度若しくは色沢により成熟度が著しく不十分と認められるものをいう。
 - (5) 傷害果
雹害若しくは裂傷のあるもの又は切傷、刺傷等の生傷若しくは圧傷のあるものをいう。ただし、損傷の軽微なものは除く。
 - (6) その他の重欠点果
成熟以前の落ち実を人工着色したもの、萎凋したもの及び異物の付着が著しいもの又は軽欠点に属する事項で、その被害程度が特に著しいものをいう。
2. 「軽欠点果」とは、次に掲げるもので、重欠点果に該当しないものをいう。
品種固有の果形がくずれたもの、さびのあるもの、すす点・すす斑病、黒点病、カイガラムシ類等の病虫害の被害が果皮にとどまるもの又は付着しているもの、日焼、薬害、さかさ実等で外観の劣るもの、つるぬけのもの、その他欠点程度の軽微なものをいう。
3. 等級表示にあたっては、「特秀、秀、⊕」とすることができる。
4. 階級の表示は、実玉表示とする。
5. 量目は、標準5kg詰とすることができる。
6. 価格形成時に量目不足にならないように、規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

澁 が き

(1) 等級別品位

項目	等級別品位		
	秀	優	良
異品種果	混入しないもの	同 左	同 左
腐敗変質果	混入しないもの	同 左	同 左
形 状	品種の特性を備え、最も良いもの	品種の特性を備え、良いもの	品種の特性を備えたもの
光沢および熟 度	品種の特性を備え、付表1秀級に定める着色程度の達しているもので、熟度良くそろったもの（過熟果を除く。）	品種の特性を備え、付表1優級に定める着色程度の達しているもので、熟度良くそろったもの（過熟果を除く。）	品種の特性を備え、付表1良級に定める着色程度の達しているもので、熟度良くそろったもの（過熟果を除く。）
玉 ぞ ろ い	付表2の基準に適合し、大きさがよくそろったもの	付表2の基準に適合し、大きさがそろったもの	同 左
病 虫 害	ないもの	被害が果皮にとどまり、目立たないもの	あまり外観を害しないもの（腐敗性のものを除く。）
傷 害	ないもの	生傷および圧傷がなく、その他の傷害があっても軽微で目立たないもの	生傷および圧傷がなく、その他の傷害があってもあまり外観を害さないもの
そ の 他 の 欠 点	ないもの	ほとんどないもの	あまり外観を害しないもの

付表1 等級別着色程度（カラーチャートNo.）

		等級		
		秀	優	良
測定部位	果 頂 部	6.0 以上	5.5 以上	5.0 以上
	へ た 部	4.0 以上	3.0 以上	2.5 以上

※ カラーチャートは農林水産省果樹試験場基準の平核無用果実カラーチャートとする。

付表2 1果の大きさの基準

階級区分	3L	LL	L	M	S
基準1果重	260グラム	220グラム	190グラム	160グラム	130グラム

す も も

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で、品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階 級

区 分	果実の大きさ（果径）	区 分	果実の大きさ（果径）
8 L	8 5 ミリメートル以上	L L	5 5 ミリメートル以上
7 L	8 0 "	L	5 0 "
6 L	7 5 "	M	4 5 "
5 L	7 0 "	S	4 0 "
4 L	6 5 "	S S	3 5 "
3 L	6 0 "	/	/

（注）果径は縫合線に対し直角に見た場合である。

日 本 な し

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階 級

標準 5 キログラム 詰	
1 箱 玉 数	基 準 1 重 量
9 個	5 6 0 グラム
1 0 〃	5 0 0 〃
1 2 〃	4 2 0 〃
1 4 〃	3 6 0 〃
1 6 〃	3 2 0 〃
1 8 〃	2 8 0 〃
2 0 〃	2 5 0 〃

(注) 階級の表示は、実玉表示とする。

う め

(小梅類を除く。)

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	品質形状が秀に次ぎ、やけ、さび等が外観を害しないもの

(2) 階 級

区 分	基 準 果 重
L	30 グラム
M	20 〃
S	10 〃

く り

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階 級

区 分	1 果 の 直 径
L L	35 ミリメートル以上
L	32 〃
M	29 〃
S	26 〃

ほ し が き

(1) 等級 (品質)

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で乾燥齊一にて、渋味なく、色沢、形状、肉質、果ぞろい最も秀れたもの
優	秀に次ぐもので良好なもの
良	渋味のないもので、上の各等級区分および下の階級区分に該当しないもの

(2) 階級 (重量)

紅 柿

区 分	基準 1 果重	基準 1 連重	
		3 2 果	5 0 果
3 L	4 2 グラム	1,350 グラム以上	2,100 グラム以上
L L	3 6 "	1,160 "	1,800 "
L	3 0 "	960 "	1,500 "
M	2 4 "	770 "	1,200 "
S	1 8 "	580 "	900 "

平核無柿

区 分	1 果 重	1 連 重 量	
		3 2 果	5 0 果
3 L	4 0 グラム	1,300 グラム以上	2,000 グラム以上
L L	3 4 "	1,100 "	1,700 "
L	2 8 "	900 "	1,400 "
M	2 2 "	710 "	1,100 "
S	1 6 "	520 "	800 "

あ け び

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質・形状・色沢良好で病虫害・傷害がなく、よく揃ったもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階 級

標準1キログラム詰			
1箱玉数	基準1果重	1箱玉数	基準1果重
3 個	335グラム	7 個	145グラム
4 〃	250 〃	9 〃	115 〃
5 〃	200 〃	12 〃	85 〃
6 〃	170 〃	16 〃	65 〃

備 考

1. 階級の表示は、実玉表示とする。
2. 量目は、標準2kg詰とすることができる。
3. 価格形成時に量目不足にならないように、規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。

キウイフルーツ

(ハイワード種)

(1) 等級

区分	選別基準
秀	同一品種で品種固有の特性を備え、品質、形状、玉ぞろい良好で病害虫・損傷果なく成熟にして、毛じの脱落が目立たないもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階級

区分	基準1果重
3 L	1 4 5 グラム以上
L L	1 3 0 〃
L	1 1 5 〃
M	1 0 0 〃
S	8 5 〃
S S	7 5 〃

す い か

(1) 等 級

区分 項目	A	B	C
品 位 基 準	1. 形状及び色沢が特に良好であるもの	1. 色沢が良く変形度合いが軽微であるもの	1. 色沢が良く変形度合いが著しくないもの
	2. 果肉に空洞がないもの	2. 果肉の空洞が軽微でカット販売が可能なもの	2. 果肉の空洞が著しくないもの
	3. 熟度が適正であるもの	3. 熟度が適正であるもの	3. 熟度が適正であるもの
	4. 病害、虫害および傷害のないもの	4. 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微であるもの	4. 病害、虫害がなく、傷害の程度が著しくないもの

(2) 階 級

区 分	基 準 重 量 (果実重)	基準個数(1箱当たり)
6 L	1 1 kg 以上	1 玉
5 L	1 0 kg 以上 1 1 kg 未満	2 "
4 L	9 kg 以上 1 0 kg 未満	2 "
3 L	8 kg 以上 9 kg 未満	2 "
L L	7 kg 以上 8 kg 未満	2 "
L	6 kg 以上 7 kg 未満	2 "
M	5 kg 以上 6 kg 未満	2 "
S	4 kg 以上 5 kg 未満	4 "
S S	3 kg 以上 4 kg 未満	4 "

備 考

1. 区分に合わせた段ボール箱詰めを基本とする。

小 玉 す い か

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
秀	品質・形状が良好、熟度が適正で、病虫害および傷害がないもの
優	秀に次ぐもの
良	優に次ぐもの

(2) 階 級

区 分	基 準 重 量 (果実重)	基準個数(1箱当たり)
4 L	3.0 kg 以上	2 玉
3 L	2.5 kg 以上 3.0 kg 未満	3 "
L L	2.0 kg 以上 2.5 kg 未満	4 "
L	1.7 kg 以上 2.0 kg 未満	5 "
M	1.5 kg 以上 1.7 kg 未満	6 "
S	1.3 kg 以上 1.5 kg 未満	6 "
S S	1.0 kg 以上 1.3 kg 未満	7 "

備 考

1. 内容量8kgの段ボール箱詰めを基本とする。

ネット系メロン

(1) 等級

区分	選別基準
秀	品種固有の色沢、形状を有し熟度適正無傷で品質優秀なもの
優	秀に次ぐ良好なもの
良	優に次ぐもの

(2) 階級

区分	基準重量(果実重)	基準個数(6kg詰め)
4L	2.0kg以上	3玉
3L	1.5kg以上 2.0kg未満	4 "
LL	1.2kg以上 1.5kg未満	5 "
L	1.0kg以上 1.2kg未満	6 "
M	0.85kg以上 1.0kg未満	7 "

(注) Lについては、並列詰めの場合、LAとして出荷することができる。

備考

1. 内容量6kgの段ボール箱詰めを基本とする。
2. 玉数を明記する。
3. 対象となる品種は、アンデスメロン等とする。

アールスメロン

(1) 等 階 級

区 分	選 別 基 準	1 箱 当 たり 個 数	1 箱 の 内 容 量	1 果 平 均 果 重
秀	品種固有の色沢、形状を有し、 熟度適正無傷で品質玉ぞろいの 最も優れたもの	玉 5～6	kg 8.0～9.5	kg 1.3～1.9
優	秀に次ぐ良好なもの	4～7	6.0～9.5	0.85～2.4
特	優に次ぐもの	4～7	6.0～9.5	0.85～2.4
良	特に次ぐもの	4～7	6.0～9.5	0.85～2.4

備 考

1. 内容量6.0kg～9.5kgの段ボール箱詰めを基本とし、玉数、重量を表示する。
2. 等階級区分に基づき玉ぞろいを良くし、木毛、包装紙を使用する。
3. 2玉入り内容量4kg程度の箱詰めとすることができる。

き　　ゆ　　う　　り

(1) 等　　級

区　分	選　別　基　準
A	品質、形状が良好で過熟、損傷および病虫害を除く。 曲りは1 cm 以内とする。
B	Aに次ぐもので曲りは2 cm 以内とする。
C	Bに次ぐもので曲りは4 cm 以内とする。

(2) 階　　級

(段ボール出荷)

区　分	選　別　基　準		
	1 個の長さ	1 個の重量	標準容器の基準個数 (5 kg 詰め)
L	2 2 cm 以上 2 4 cm 未満	1 2 0 g 以上 1 5 0 g 未満	3 6 本
M	2 0 cm 以上 2 2 cm 未満	1 0 0 g 以上 1 2 0 g 未満	3 7 本以上
S	1 9 cm 以上 2 0 cm 未満	8 5 g 以上 1 0 0 g 未満	/
S S	1 8 cm 以上 1 9 cm 未満	7 5 g 以上 8 5 g 未満	

(コンテナ出荷)

区　分	選　別　基　準		
	1 個の長さ	1 個の重量	標準容器の基準個数 (5 kg 入り)
L	2 2 cm 以上 2 4 cm 未満	1 3 0 g 以上 1 6 0 g 未満	4 0 本
M	2 0 cm 以上 2 2 cm 未満	9 5 g 以上 1 3 0 g 未満	5 0 "
S	1 9 cm 以上 2 0 cm 未満	8 5 g 以上 9 5 g 未満	6 0 "

備　考

1. 内容量 5 kg の段ボール箱詰めを基本とする。

ト マ ト

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢がよく、花落ちが良好で、裂果、病虫害および腐敗果を除き、空洞のないなもの
B	Aに次ぐもので、花落ちのあと、空洞が目だたないもの
C	Bに次ぐもので、花落ちのあと、空洞の程度が軽微なもの

(2) 階 級

区 分	標準容器の基準個数（4kg 詰め）
3 L	1 2
L L	1 5
L	1 8 又は 2 0
M	2 4
S	2 8
S S	3 2

（注） Lについては、18L、20Lとして出荷することができる。

備 考

1. 内容量4kgの段ボール箱詰めを基本とし、箱一杯に詰める。

中 玉 ト マ ト

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	形状、色まわり、熟度が良好なもの 奇形、裂果、軟化していないもの へた落ちなく、病害、虫害、傷害のないもの
B	Aに次ぐもの 形状、色まわり、熟度が良好なもの へた落ちなく、病害、虫害、傷害のないもの

(2) 階 級

区 分	基 準 重 量
LL	50 g 以上
L	40 g 以上 50 g 未満
M	30 g 以上 40 g 未満
S	20 g 以上 30 g 未満
SS	10 g 以上 20 g 未満

備 考

1. 内容量 2 kg の段ボール箱にばら詰めを基本とする。

ミニトマト

(1) 等級

区分	選別基準
A	品質、形状、色沢が良好で、過熟、損傷、病虫害のないなもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階級

区分	基準重量	標準容器の基準個数 (200g パック詰め)
LL	15 g 以上 20 g 未満	10～14 個
L	10 g 以上 15 g 未満	15～20 //
M	7 g 以上 10 g 未満	21～30 //
S	5 g 以上 7 g 未満	31～40 //
SS	4 g 以上 5 g 未満	41～50 //

備考

1. 内容量 2.4 kg の段ボール箱詰め (200 g × 12 パック) を基本とする。

な す

(1) 等級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好なもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	基準重量	標準容器の基準個数（5kg 詰め）
LL	110g 以上	45 個
L	90g 以上 110g 未満	54 "
M	80g 以上 90g 未満	63 "
S	60g 以上 80g 未満	72 "

備 考

1. 内容量 5kg の段ボール箱詰めを基本とする。

小 な す

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好なもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	中 長 種	丸 な す 種
LL	/	35g以上 50g未満
L	/	30g以上 35g未満
M	40g以上 50g未満	25g以上 30g未満
S	30g以上 40g未満	20g以上 25g未満
SS	20g以上 30g未満	/
3S	20g未満	/

中長種：真仙中長などの若採り

丸なす種：うす皮丸、民田などの若採り

備 考

1. 内容量2kgあるいは5kgの段ボール箱詰めを基本とする。

ピ　ー　マ　ン

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢が良好で、果実表面の老化による茶褐色果、日焼け果、病虫害果でないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	ポリ袋詰め（4.5kg 詰め） ＜小袋（150g）包装＞	ばら詰め（5kg 詰め）
	1袋中の個数	1個の重量
L	4	40g 以上
M	5	40g 未満
S	6	

備 考

1. ポリ袋詰めについては、内容量4.5kg の段ボール箱詰め（150g×30袋）を基本とする。
2. ばら詰めについては、内容量5kg の段ボール箱詰めを基本とする。

パプリカ（カラーピーマン）

(1) 等級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で、病虫害の被害のないもの 日焼け果でないもの
B	Aに次ぐもの 果形がわずかに変形しているもの（尻のとがり、ゆがみ、扁平）
C	Bに次ぐもの こぶ果、日焼け果、傷害が軽微なもの

(2) 階 級

区分	基準重量	標準容器の基準個数 (5kg 詰め)
LL	215 g 以上	20 個
L	175 g 以上 215 g 未満	24 個
M	145 g 以上 175 g 未満	30 個
S	110 g 以上 145 g 未満	36 個
SS	80 g 以上 110 g 未満	46 個以上

備 考

1. 内容量5kgの段ボール箱詰めを基本とする。
2. 色まわり90%以上での出荷を基本とする。

か ぼ ち や

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状が良好で、凹凸がなく、病虫害および損傷がなく完熟なもの
B	Aに次ぐもの（ただし、若干の凹凸が見られる形状のもの、また、日焼果の白くなったものは除外する。）

(2) 階 級

区 分 (10kg 定数詰め個数)	基 準 重 量
4 個	2.5 kg 以上
5 "	2.0 kg 以上 2.5 kg 未満
6 "	1.7 kg 以上 2.0 kg 未満
7 "	1.5 kg 以上 1.7 kg 未満
8 "	1.3 kg 以上 1.5 kg 未満
9 "	1.1 kg 以上 1.3 kg 未満
10 "	1.0 kg 以上 1.1 kg 未満
11 "	0.9 kg 以上 1.0 kg 未満
12 "	0.8 kg 以上 0.9 kg 未満

(注) 実玉数を表示する。

備 考

1. 内容量10kgの段ボール箱詰めを基本とする。

い　　ち　　ご

(1) 等　　級

区　　分	選　　別　　基　　準
秀	適度な着色で、形状が良く、果肉がかたく、パック内で揃っており、並べ方のきれいなもの
優	秀に次ぐもの

(2) 階　　級

区分	基準重量	標準容器の基準個数 (300 g パック詰めの場合)
3 L	3 4 g 以上	9 個
L L	2 3 g 以上 3 4 g 未満	1 3 ～ 1 5 個
L	1 7 g 以上 2 3 g 未満	1 9 ～ 2 0 個
M	1 2 g 以上 1 7 g 未満	2 4 ～ 2 6 個
S	7 g 以上 1 2 g 未満	ばら詰め

備　考

1. 2 3 g 以上で品質、形状がやや劣るものを「AA」、1 2 g 以上 2 3 g 未満で品質、形状がやや劣るものを「A」、7 g 以上 1 2 g 未満で品質、形状がやや劣るものを「B」とすることができる。
2. パック詰めの場合、1 パックあたり 3 0 0 g または 2 5 0 g とし、内容量 1. 2 kg (3 0 0 g × 4 パック) または 1. 0 kg (2 5 0 g × 4 パック) の段ボール箱詰めを基本とする。
3. トレー詰めの場合、3 0 0 g 入りのトレーに、2 0 玉、2 4 玉、3 0 玉、3 6 玉等の定数詰めとし、1 箱 6 0 0 g (3 0 0 g × 2 トレー) の段ボール箱詰めを基本とする。

オ ク ラ

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品種固有の色沢、形状を有し、曲がり 5 mm 以内のもの
B	Aに次ぐもので、曲がり 1 5 mm 以内のもの

(2) 階 級

区 分	基準の長さ	標準容器の基準個数 (100 g 詰め)
L	1 0 cm 以上 1 2 cm 未満	8 本
M	8 cm 以上 1 0 cm 未満	1 0 "
S	6 cm 以上 8 cm 未満	1 2 "

備 考

1. ネットに 1 0 0 g 詰めを基本とする。

え だ ま め

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で、1 莢 2 粒以上の適熟なもの 過熟莢、未熟莢、病虫害莢、割れ莢、奇形変形莢でないもの
B	品質、形状、色沢がAに次ぐもの 過熟莢、未熟莢、病虫害莢、割れ莢、奇形変形莢でないもの

備 考

1. 莢ものは、5 kg (ポリ袋詰め 250 g × 20 袋) のダンボール箱または発泡スチロール箱を基本とする。ポリ袋詰めは、200 g または 300 g とすることもできる。
2. 枝ものは、1 把 500 g または 1 kg として結束する。

さやいんげん

(1) 等級

区分	選別基準
A	品質、形状、さやのそろいが良好で、過熟、病虫害のないなもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階級

区分	選別基準	
	さやの長さ	さや幅
L	1.8 cm 以上	0.9 cm 以上 1.2 cm 未満
M	1.5 cm 以上 1.8 cm 未満	0.7 cm 以上 0.9 cm 未満
S	1.2 cm 以上 1.5 cm 未満	0.5 cm 以上 0.7 cm 未満
SS	1.2 cm 未満	0.5 cm 未満

備考

1. 内容量 2 kg の段ボール箱詰めを基本とする。

さやえんどう

(1) 等級

区分	選別基準
A	同一品種で、品質及び形状が良好で、病虫害、その他の損傷がなく、豆のふくらみがないもの
B	Aに次ぐもので、豆がふくらみかげんのもの

(2) 階級

区分	選別基準 (さやの長さ)
L	6.0 cm 以上
M	4.0 cm 以上 6.0 cm 未満

備考

1. 内容量 1 kg または 2 kg の段ボール箱詰めを基本とする。
2. ばら詰めとするが、100 g 小袋及びパック詰め出荷もできる。

とうもろこし (スイートコーン)

(1) 等級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状良好で粒着密なもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	基 準 重 量	標準容器の基準本数 (10kg 詰め)
3 L	450 g 以上	22 本
LL	400 g 以上 450 g 未満	25 "
L	350 g 以上 400 g 未満	28 "
M	300 g 以上 350 g 未満	32 "

備 考

1. 内容量10kgの段ボール箱詰めを基本とする。また、5kg詰めとすることができる。

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状良好で、むきを良くし、太さを揃えたもの（根曲がりとは2 cm以内とする。）
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	選 別 基 準（軟白部の直径）	標準容器の基準本数 （5 kg 詰め）
3 L	軟白部30 cm以上で、直径2.6 cm以上	25本以上
LL	〃 直径2.0 cm以上2.6 cm未満	30～33本
L	〃 直径1.6 cm以上2.0 cm未満	45本
M	〃 直径1.3 cm以上1.6 cm未満	55～60本
S	〃 直径1.0 cm以上1.3 cm未満	—

（注）夏ねぎ（7～9月）及びM・Sについては軟白部を25 cm以上とすることができる。

備 考

1. 内容量5 kgの段ボール箱詰めを基本とする。
2. 葉の長さは10 cm以上確保する。

に ー ら

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	葉色濃緑色で葉肉厚く、病虫害、枯葉のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	茎 葉 の 長 さ
L	4 0 cm 以上 4 5 cm 未満
M	3 5 cm 以上 4 0 cm 未満
S	3 0 cm 以上 3 5 cm 未満

備 考

1. 1 0 0 g を 1 束とし、内容量 4 kg の段ボール箱詰めを基本とする。

ア ス パ ラ ガ ス

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で穂先の開かぬ長さ2.4cm以上2.6cm未満のもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	1束本数(100g)	1本当たり重量	1本当たり太さ
3L	2本	50g以上	
LL	3本	34g以上 50g未満	15mm以上
L	4～5本	20g以上 34g未満	12mm以上 15mm未満
M	6～8本	13g以上 20g未満	10mm以上 12mm未満
S	9～12本	9g以上 13g未満	8mm以上 10mm未満

備 考

1. 内容量5.0kg(100g×50束)の段ボール箱詰めを基本とする。
2. 促成アスパラガスについては、2S(1束本数(100g)17本以上、1本当たり重量4g以上)を設けることができる。

は く さ い

(1) 等級

区分	選別基準
A	品質、形状及び玉揃いがよく、病虫害、その他による損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階級

区分	基準重量	標準容器の基準個数 (15kg 詰め)
3L	3.5kg 以上	4 個
LL	3.0kg 以上 3.5kg 未満	5 "
L	2.5kg 以上 3.0kg 未満	6 "
M	2.0kg 以上 2.5kg 未満	7～8 "
S	1.5kg 以上 2.0kg 未満	8～10 "

備考

1. 内容量15kgの段ボール箱詰めを基本とする。また、同一階級のものを2玉結束とすることができる。

キ ヤ ベ ツ

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質（玉のしまり）、形状、玉揃い良好で病虫害および損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	基準重量	標準容器の基準個数 (10kg 詰め)
3 L	2.0 kg 以上	5 個
LL	1.5 kg 以上 2.0 kg 未満	6 "
L	1.25 kg 以上 1.5 kg 未満	8 "
M	1.0 kg 以上 1.25 kg 未満	10 "
S	0.85 kg 以上 1.0 kg 未満	12 "

備 考

1. 内容量10kgの段ボール箱詰めを基本とする。

ほ う れ ん そ う

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質固有の形状、色沢を有し損傷及び病虫害葉のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	選 別 区 分 (茎葉の長さ)
L	2.8 cm 以上
M	2.5 cm 以上 2.8 cm 未満
S	2.5 cm 未満

備 考

1. 1把重量を200g、250g、300gとし、根は根毛を除き1～2cmの長さに剪除する。

せ い さ い

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で病虫害、損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

備 考

1. 4kgを1束にして出荷する。

食 用 ぎ く

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状が良好なもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	選 別 基 準 (花の直径)		
	促成菊・抑制菊	夏菊	もって系
L	7 cm 以上	6 cm 以上	5 cm 以上
M	5 cm 以上 7 cm 未満	4 cm 以上 6 cm 未満	3 cm 以上 5 cm 未満

備 考

1. パック詰めは80 gまたは100 gを基本とする。
2. 段ボール箱に10パック詰めを基本とする。
3. バラ詰めは1 kg とし、段ボール箱に入れる。

お か ひ じ き

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質良好で、病虫害、損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

備 考

1. パック詰めは80 gまたは100 gを基本とする。
2. 段ボール箱に20または30パック詰めを基本とする。
3. 出荷調整時、硬化部分は切除する。

セ ル リ ー

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	同一品種で色合いよく、病虫害、その他の損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

ア セルリー

区分	基準重量	標準容器の基準本数 (10kg 詰め)
LL	1.9kg 以上	5 本
L	1.6kg 以上 1.9kg 未満	6 "
M	1.3kg 以上 1.6kg 未満	7 "
S	1.0kg 以上 1.3kg 未満	8 "
SS	0.8kg 以上 1.0kg 未満	9 "
3S	0.7kg 以下	10 "

イ ミニセルリー

区分	基準重量	基準本数
LL	0.9kg 以上	8 本
L	0.8kg 以上 0.9kg 未満	10 本
M	0.7kg 以上 0.8kg 未満	"
S	0.6kg 以上 0.7kg 未満	"
SS	0.5kg 以上 0.6kg 未満	"

備 考

1. セルリーは内容量10kgの段ボール箱詰めを基本とする。
2. 1株毎にポリエチレン等の透明な袋に詰めるか又はフィルム等でつつむ。

レ タ ス

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品種固有の形状を有し、品質、玉締まり、色沢良好なもので、玉揃い良く、病虫害、裂玉、その他損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	基準重量	標準容器の基準本数 (5 kg 詰め)
LL	700 g 以上	6・7 個
L	600 "	8 "
M	500 "	9・10 "
S	400 "	11・12 "

備 考

1. 内容量 5 kg の段ボール箱詰めを基本とする。
2. 1 個ずつセロハン等の透明紙で包む（夏ものを除く）。

ブ ロ ッ コ リ ー

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	花蕾のしまりがよく品質、色沢良好なもの。収穫が適期で病虫害のないもの
B	Aに次ぐもので、収穫が適期で病虫害のないもの

(2) 階 級

区 分	標準容器の基準花蕾数（5 kg 詰め）
3 L	5 個
LL	6 "
L	8 "
M	12 "

備 考

1. 内容量 2 kg の段ボール箱詰めを基本とする。
2. 長さは 15 cm 程度に切り揃える。

茎 ブ ロ ッ コ リ ー

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品種固有の品質、形状を有し、色沢良好で病害虫、損傷がないもので、開花していないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	茎 葉 の 長 さ
L	20 cm 以上 25 cm 未満
M	18 cm 以上 20 cm 未満
S	16 cm 以上 18 cm 未満
SS	15 cm 以下

(注) 茎下部の太さは、最低8mmとする。

備 考

1. 200gのポリ袋を使用し、縦詰とする。
2. 内容量は2kg(200g×10袋)または5kg(200g×25袋)の段ボール箱詰めを基本とする。

あ さ つ き

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、病虫害、損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(注) 長さが極端に短いもの、薄皮・根がついているもの、形状が悪いもの、色が極端に薄いものは規格外とする。

備 考

1. 100gまたは200g入りのパック詰めを基本とする。
2. 内容量2kg（100g×20パック）の段ボール箱詰めを基本とする。また、内容量4kg（200g×20パック）とすることができる。

し ゆ ん ぎ く

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質良好な葉茎の長さ 20cm以上 25cm未満 葉先の良好なもの
B	品質良好な葉茎の長さ 15cm以上 20cm未満 葉先の良好なもの

備 考

1. 1束200gとし、20束とする。この他に、1束150g 20束とすることができる。

五 月 菜

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質良好で、病虫害、損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	選 別 基 準 (茎葉の長さ)
L	28 cm 以上 32 cm 未満
M	24 cm 以上 28 cm 未満
S	20 cm 以上 24 cm 未満

備 考

1. 300 gを1把とすることを基本とする。

花 み よ う が

(1) 等 階 級

区 分	選 別 基 準
A	淡紅色60%以上で、品質、形状、色沢良好な球の直径1.5cm以上のもの
B	淡紅色20%以上で、Aに次ぐもの
C	変形、ヤケ、緑化したもので、Bに次ぐもの

備 考

1. 1パック100g詰めを基本とする。また、ポリ袋は500g詰めを基本とする。
2. 過熟（着蕾、開花）及び病害虫におかされたものを除く。
3. よく水洗いしてから水を切り、柄を2cm以内に切り揃える。

根 み つ ば

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質固有の形状、色沢を有し、損傷および病害虫のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	選 別 区 分
L	3 5 cm 以上 4 0 cm 未満
M	3 0 cm 以上 3 5 cm 未満
S	2 5 cm 以上 3 0 cm 未満

備 考

1. 1把重量200gを基本とする。
2. 内容量4kg（200g×20把）の段ボール箱詰めを基本とする。
3. 根長は7cmを基本とする。

ア ス パ ラ 菜

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で病害虫、損傷がないもので花が咲いていないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	選 別 基 準 (茎葉の長さ)
L	28 cm 以上 32 cm 未満
M	24 cm 以上 28 cm 未満
S	20 cm 以上 24 cm 未満

備 考

1. 内容量4kg (200g×20束) の段ボール箱詰めを基本とする。
2. 階級は、M中心の出荷を目指すことを基本とする。

だ い こ ん

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状が良好で、損傷及び病虫害がなく、長さ、太さを揃えたもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	基準重量	標準容器の基準個数 (10kg 詰め)
3 L	1.5 kg 以上	7 本
L L	1.2 kg 以上 1.5 kg 未満	8 〃
L	1.0 kg 以上 1.2 kg 未満	10 〃
M	0.8 kg 以上 1.0 kg 未満	12 〃
S	0.7 kg 以上 0.8 kg 未満	14 〃

備 考

1. 内容量を10kgの段ボール箱またはポリ袋詰めを基本とする。

か ぶ

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で病虫害、損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	選 別 区 分 (直径)
3 L	直径 8 cm 以上
L L	" 7 cm 以上 8 cm 未満
L	" 6 cm 以上 7 cm 未満
M	" 5 cm 以上 6 cm 未満
S	" 4 cm 以上 5 cm 未満

備 考

1. 内容量 10 kg の段ボール箱詰めを基本とする。また、ポリ袋を使用することができる。

秋 冬 か ぶ

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で病虫害、損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	選 別 区 分 (重量)
3 L	2.0 kg 以上
L L	1.6 kg 以上 2.0 kg 未満
L	1.1 kg 以上 1.6 kg 未満
M	0.8 kg 以上 1.1 kg 未満
S	0.5 kg 以上 0.8 kg 未満

備 考

1. 内容 10 kg のポリ袋詰めを基本とする。
2. 茎葉を 15 cm～20 cm つけたものを基本とする。

に ん じ ん

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で病虫害、損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	選 別 区 分 (重量)
LL	250 g 以上
L	180 g 以上 250 g 未満
M	120 g 以上 180 g 未満
S	70 g 以上 120 g 未満
SS	40 g 以上 70 g 未満

備 考

1. 内容量10kgの段ボール箱詰めを基本とする。
2. 水洗いし、葉部を切断し、ヒゲ根を取り除き、日陰干しにして、よく水分をとり大きさを揃えて調整する。

ご ぼ う

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状良好で、病虫害、損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	選 別 区 分 (長さ)
L	80 cm 以上
M	70 cm 以上 80 cm 未満
S	50 cm 以上 70 cm 未満

備 考

1. 内容量4kgのポリ袋詰めを基本とする。
2. 洗ひまたは土ものとし、葉部を切断し、太さ、長さを揃える。

さ と い も

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状が良好で、損傷および病虫害のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	選 別 区 分 (重量)
3 L	1 3 0 g 以上
L L	1 0 0 g 以上 1 3 0 g 未満
L	7 0 g 以上 1 0 0 g 未満
M	4 0 g 以上 7 0 g 未満
S	2 0 g 以上 4 0 g 未満

備 考

1. 内容量5kgの段ボール箱詰め、または、内容量4kg、10kgのポリ袋詰めを基本とする。

な が い も

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状良好で、損傷、腐敗のないもので、丸もの、平もの別に選別する。
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	基準重量	標準容器の基準個数 (10kg 詰め)
LL	1.2 kg 以上	8 本
L	1.0 kg 以上 1.2kg 未満	10 "
M	0.8 kg 以上 1.0kg 未満	13 "
S	0.6 kg 以上 0.8kg 未満	16 "
SS	0.45kg 以上 0.6kg 未満	22 "

備 考

1. 内容量10kgの段ボール箱詰めを基本とする。このほか、8kg詰めとすることができる。

ば れ い し よ

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状良好で、病虫害や損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	選 別 区 分 (重量)
3 L	250 g 以上
LL	180 g 以上 250 g 未満
L	130 g 以上 180 g 未満
M	100 g 以上 130 g 未満
S	70 g 以上 100 g 未満

備 考

1. 内容量10kgの段ボール箱詰めを基本とする。

に ん に く

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状良好なもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	選 別 区 分 (球の直径)
LL	7 cm 以上
L	6 cm 以上 7 cm 未満
M	5 cm 以上 6 cm 未満
S	4 cm 以上 5 cm 未満

備 考

1. 内容量 1 kg の網袋詰めを基本とする。
2. 内容量 5 kg (1 kg × 5 袋) の段ボール箱詰めを基本とする。

た ら の 芽

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で病虫害や損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

【側芽】

区分	基準重量	1パック当たりの個数
LL	12g以上	5個
L	8g以上 12g未満	6～7個
M	6g以上 8g未満	8～10個
S	4g以上 6g未満	11～15個
SS	4g未満	16個以上

【頂芽】

区分	基準重量	1パック当たりの個数
特LL	12g以上	5個
特L	8g以上 12g未満	6～7個

備 考

1. 内容量1kg（50g×20パック）の段ボール箱詰めを基本とする。また、50g×10パックとすることができる。

うるい (軟白促成)

(1) 等級

区分	選別基準
A	品質、形状、色沢良好で、病虫害や損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階級

区分	基準重量	1パック当たりの本数 (100g詰め)
LL	35g以上	2～3本
L	22g以上 35g未満	3～5本
M	13g以上 22g未満	6～9本
S	10g以上 13g未満	10～12本

備考

1. 内容量2kg (100g×20パック) の段ボール箱詰めを基本とする。
2. 全長23～30cm、うち軟白部の長さを8～12cmとし、軟白の長さをそろえる。

ふ き の と う

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で、病虫害や損傷のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区分	1パック当たりの標準個数	1個の重量の目安
LL	8～10個	—
L	12個	9g以上
M	15個	7g以上
S	18個	6g以上
SS	20～24個	—

備 考

1. 内容量1.6kg（100g×16パック）の段ボール箱詰めを基本とする。

山　　う　　ど（軟白栽培）

(1) 等　　級

区　　分	選　　別　　基　　準
A	品質、形状、色沢が良好で、太い軟白部と濃緑の若葉部があるもの
B	Aに次ぐもので、若葉部や側芽が伸び、茎が変色したり、特有の色沢のないもの

(2) 階　　級

区分	基準重量	標準容器の基準本数 (2kg 詰め)
3L	330g 以上	4～ 6本
LL	220g 以上 330g 未満	7～ 9本
L	170g 以上 220g 未満	10～12本
M	130g 以上 170g 未満	13～15本
S	100g 以上 130g 未満	16～20本

備　　考

1. 内容量2kgの段ボール箱詰めを基本とする。
2. 全長45cm以下、うち軟白部の長さ25～30cmとする。

わ ら び

(1) 階 級

区 分	長 さ
LL	35 cm 以上
L	30 cm 以上 35 cm 未満
M	25 cm 以上 30 cm 未満
S	20 cm 以上 25 cm 未満

備 考

1. 1把200gを基本とする。

な め こ

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	品質、形状、色沢良好で汚染、病虫害、きよ雑物のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

① 柄 切 り

区 分	か さ の 直 径	柄 の 長 さ
L	2. 8 cm 〃	かさの直径の3分の2以下に切断する。
M	2. 2 cm 〃	
S	1. 6 cm 〃	
SS	1. 0 cm 未満	

② 柄 付 き

区 分	か さ の 直 径	柄 の 長 さ
A	2. 2 cm 未満	2. 5 cm 未満
B	Aに次ぐもの	

なましいたけ（生しいたけ）

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	菌傘の開きが7分開き以内のもので、色沢および形状が良好で、傘の肉が厚く、水分含有量が少なく汚染および病虫害のないもの
B	色沢、形状、菌傘の肉厚、水分含有量がAに次ぐもので、汚染および病虫害のないもの
C	Bに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	かさの直径（長径と短径の平均値）	1袋あたりの個数
L	6～8 cm	4個
M	4～6 cm 未 満	6～8個
S	3～4 cm 〃	10～12個

(注) 8cmをこえるもの、3cm未満のものは、それぞれLL、SSとすることができる。

備 考

1. 「しいたけ品質表示基準（平成18年6月30日）農林水産省告示第908号」に規定する表示事項を梱包する資材（ダンボール箱等）に表示すること。

ひ ら た け

(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	色沢、形状良好で汚染、病虫害、きよ雑物のないもの
B	Aに次ぐもの

(2) 階 級

区 分	かさの直径基準（1株の中で最も生育の進んだ直径）	
	び ん 栽 培	そ の 他 栽 培
L	3. 0 cm 以下のもの	5. 5 cm 以下のもの
M	2. 5 cm "	4. 0 cm "
S	2. 0 cm "	2. 5 cm "

え の き だ け

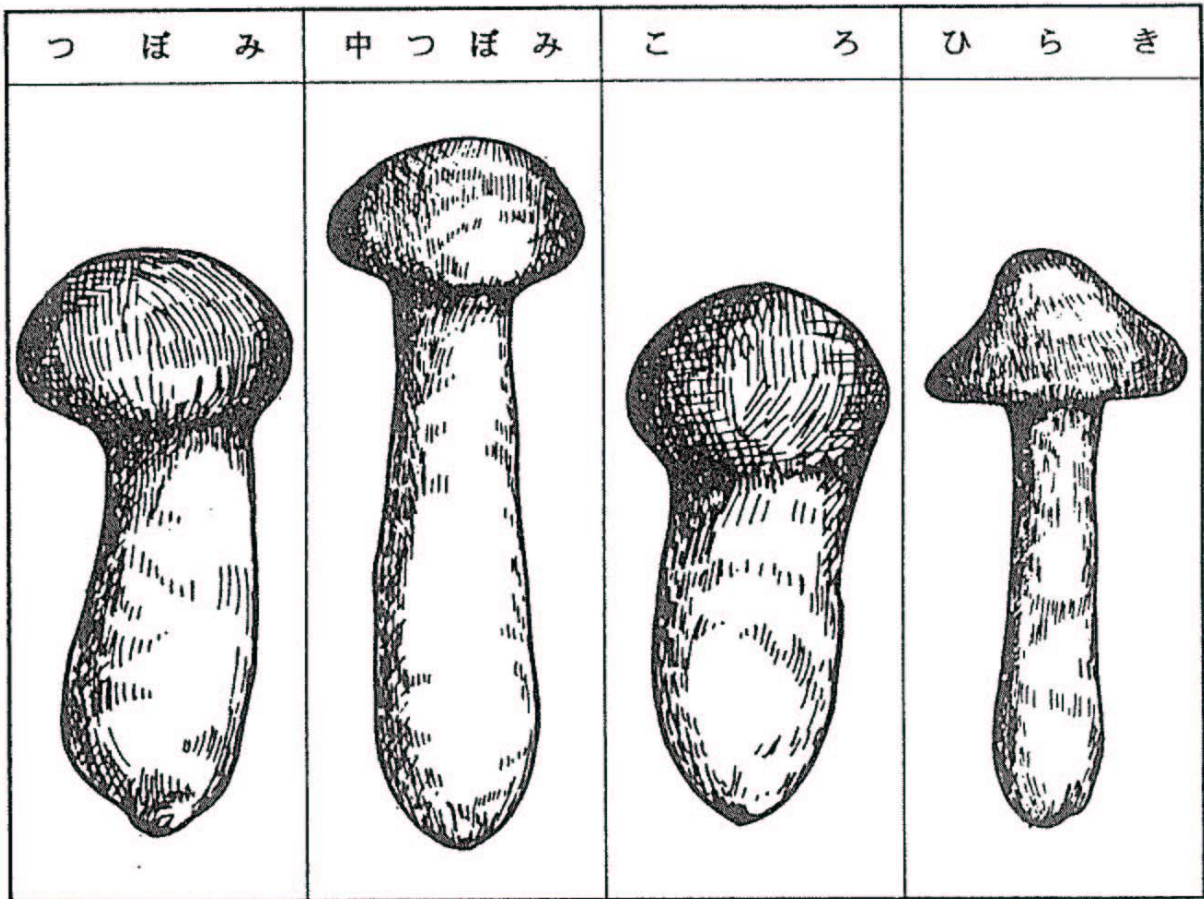
(1) 等 級

区 分	選 別 基 準
A	かさの開き 10mm 以内で軸は白く、茎の長さ 15cm 未満のもの
B	かさの開き 15mm 以内で軸はいく分色づき茎の長さ 13cm 程度のもの
C	A、B級に属さないもの

ま つ た け

(1) 階 級

区 分	特 大	特 選	つ ぼ み	中 つ ぼ み	こ ろ	ひ ら き
長 さ	12cm 以上	9 cm 以上	下 図 を 参 照 の こ と			
直 径	3.5cm 以上	3.5cm 以上				
選 別 基 準	品質、形状 良好で病虫 害損傷のな いもの	品質、形状は 特大と同じ で特に優秀 なもの	特選の標 準をそな えやや細 いもの	からうらの 膜切れが 30%以内の もの	特選の標準 をそなえて いて小さい もの	中つぼみに 次ぐもので かさが80 %ひらいた もの



ぶなしめじ

(1) 等級

区分	選別基準
A	色沢、形状良好（傘の揃いが良く丸みを持ち、まんじゅう型）で汚染、病虫害のないもの、
B	Aに次ぐもの

(2) 階級

① 柄切り

区分	かさの直径	基準重量（1株）
L	2.3 cm 以上	180 g 以上
M	2.0 cm（1円玉大）～2.3 cm（10円玉大）	180 g 以上

ば ら

(1) 等 級

品 質	秀	優	良
花、茎、葉の バランス	曲りなく、バランス が特に良いもの	曲りなく、バランス が良いもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備 え、極めて良いもの	品種本来の特性を備 え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	優に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階 級

表 示	選 別 基 準	表 示	選 別 基 準
80 cm	80 cm 以上	50 cm	50～60 cm 未満
70 cm	70～80 cm 未満	40 cm	40～50 cm 未満
60 cm	60～70 cm 未満	/	/

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

1. 10本1束とし、ボリュームに応じて段ボール箱詰めまたはバケツ詰めの本数を調整する。
2. 段ボール箱詰めでは、包装紙を使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

トルコぎきょう

(1) 等級

品質	秀	優	良
花、茎、葉のバランス	曲りがなく、バランスが特に良いもの	曲りがなく、バランスが良いもの	優に次ぐもの
茎の固さ	固いもの	秀に次ぐもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備え、極めて良いもの	品種本来の特性を備え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	ないもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階級

表示	選別基準	表示	選別基準
80 cm	80 cm 以上	60 cm	60～70 cm 未満
70 cm	70～80 cm 未満	50 cm	50～60 cm 未満

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備考

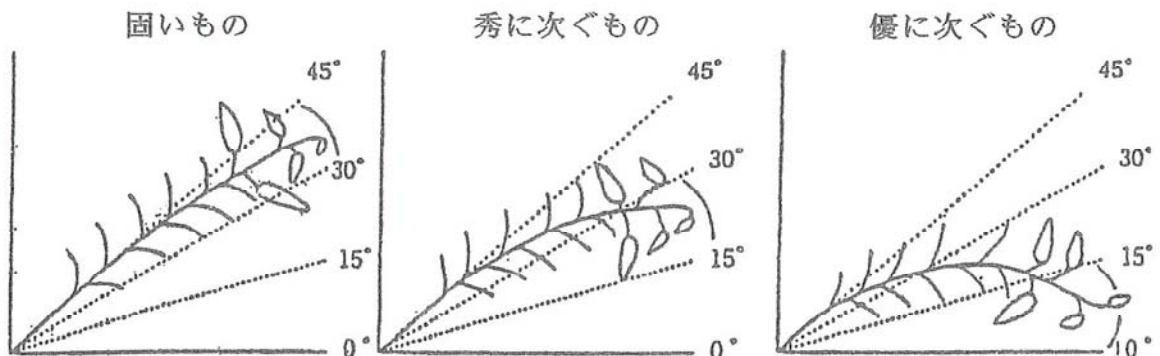
- 5本または10本1束とし、ボリュームに応じて段ボール箱詰めまたはバケツ詰めの本数を調整する。
- 段ボール箱詰めでは、包装紙または1束ごとにスリーブを使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

ゆ り

(1) 等 級

品 質	秀	優	良
花、茎、葉の バランス	曲りなく、バランス が特に良いもの	曲りなく、バランス が良いもの	優に次ぐもの
茎の固さ※	固いもの	秀に次ぐもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備 え、極めて良いもの	品種本来の特性を備 え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	優に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

※オリエンタル系の場合の目安



(2) 階 級 (選別基準)

表 示	アジアティック	てっぼう・ 新てっぼう	オリエンタル系	
	草 丈	草 丈	草 丈	輪 数
100cm	—	100cm 以上	100cm 以上	7 輪以上
90cm	90cm 以上	90～100cm 未満	90～100cm 未満	5～6 輪
80cm	80～90cm 未満	80～90cm 未満	80～90cm 未満	4 輪
70cm	70～80cm 未満	—	70～80cm 未満	3 輪
60cm	60～70cm 未満	—	—	—
50cm	50～60cm 未満	—	—	—

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

- 5本または10本1束とし、ボリュームに応じて段ボール箱詰めまたはバケツ詰めの本数を調整する。
- 1束ごとに花包みをし、箱詰めは包装紙を使用し、中締めを行う。

アルストロメリア

(1) 等級

品質	秀	優	良
花、茎、葉のバランス	曲りなく、バランスが特に良いもの	曲りなく、バランスが良いもの	優に次ぐもの
茎の固さ	固いもの	秀に次ぐもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備え、極めて良いもの	品種本来の特性を備え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	ないもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階級

表示	選別基準	表示	選別基準
80 cm	80 cm 以上	60 cm	60～70 cm 未満
70 cm	70～80 cm 未満	50 cm	50～60 cm 未満

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備考

1. 5本または10本1束とし、20本から60本入りの段ボール箱詰めまたはバケツ詰めを標準とする。
2. 1束ごとにスリーブを使用する。
3. 段ボール箱詰めでは、中締めを行う。

ス ト ッ ク

(1) 等 級

品 質	秀	優
花、茎、葉のバランス	曲りがなく、バランスが特に良いもの	曲りがなく、バランスが良いもの
茎の固さ	固いもの	秀に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備え、極めて良いもの	品種本来の特性を備え、良いもの
病虫害障害	ないもの	ないもの
切り前	適期のもの	適期のもの

(2) 階 級

表 示	選 別 基 準	表 示	選 別 基 準
80 cm	80 cm 以上	60 cm	60～70 cm 未満
70 cm	70～80 cm 未満	50 cm	50～60 cm 未満

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

1. 10本1束とし、50本入りの段ボール箱詰めまたはバケツ詰めを標準とする。
2. 段ボール箱詰めでは、包装紙を使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

き く

(1) 等 級

品 質	秀	優
花、茎、葉のバランス	曲りなく、バランスが特に良いもの	曲りなく、バランスが良いもの
花型花色	品種本来の特性を備え、極めて良いもの	品種本来の特性を備え、良いもの
病虫害障害	ないもの	ないもの
切り前	適期のもの	適期のもの

(2) 階 級

表 示	選 別 基 準	
	輪ぎく・スプレーギク	小 ぎ く
90 cm	90 cm 以上	—
80 cm	80～90 cm 未満	80 cm 以上
70 cm	70～80 cm 未満	70～80 cm 未満
60 cm	60～70 cm 未満	60～70 cm 未満
50 cm	—	50～60 cm 未満

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

1. 10本1束とし、100本入りの段ボール箱詰めを標準とする。
2. スプレーギクは1束ごとにスリーブを使用する。
3. 段ボール箱詰めでは包装紙を使用し、中締めを行う。

さ　　く　　ら

(1) 等　　級

品　　質	秀	優
花型花色 花、枝のバランス	品種本来の特性を備え、花つきが極めて良く、均衡がとれ調和しているもの	秀に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	秀に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの

(2) 階　　級

表　　示	選　別　基　準
1 4 5 cm	1 4 5 cm
1 2 5 cm	1 2 5 cm
9 0 cm	9 0 cm
7 0 cm	7 0 cm

備　　考

1. 5本または10本1束とし、20本、30本、50本入りの段ボール詰めを標準とする。
2. 同一長さ、太さのものを1束とし、結束機による輪掛結束または1本の細い糸でら旋状に結束とする。
3. 箱詰めは同一方向詰めとし、各段には包装紙を使用し、中締めを行う。

り ん ど う

(1) 等 級

品 質	秀	優	良
花、茎、葉の バランス	曲りなく、バランス が特に良いもの	曲りなく、バランス が良いもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備 え、極めて良いもの	品種本来の特性を備 え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	優に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階 級

表 示	選 別 基 準	
90 cm	90 cm 以上	花段数 5 段以上
80 cm	80～90 cm 未満	5 段以上
70 cm	70～80 cm 未満	4 段以上
60 cm	60～70 cm 未満	3 段以上
50 cm	50～60 cm 未満	3 段以上

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

1. 10本1束とし、20本から100本入りの入りの段ボール箱詰めまたはバケツ詰めを標準とする。
2. 段ボール箱詰めでは包装紙を使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

フ リ ー ジ ア

(1) 等 級

品 質	秀	優	良
花、茎、葉の バランス	曲りなく、バランス が特に良いもの	曲りなく、バランス が良いもの	優に次ぐもの
茎の固さ	固いもの	秀に次ぐもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備 え、極めて良いもの	品種本来の特性を備 え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	優に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階 級

表 示	選 別 基 準	表 示	選 別 基 準
70 cm	70 cm 以上	40 cm	40～50 cm 未満
60 cm	60～70 cm 未満	30 cm	30～40 cm 未満
50 cm	50～60 cm 未満		

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

1. 10本または20本を1束とし、100本入りの段ボール箱詰めまたはバケツ詰めを標準とする。
2. 段ボール箱詰めは包装紙を使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

ス タ ー チ ス

(1) 等 級

品 質	秀	優	良
花、茎、葉 のバランス	ボリュームがあり、 バランスが特に良く とれているもの	ボリュームがあり、 バランスが良くとれ ているもの	優に次ぐもの
茎の固さ	固いもの	秀に次ぐもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備 え、極めて良いもの	品種本来の特性を備 え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	優に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階 級

表 示	選 別 基 準	
	シヌアータ	ハイブリッド
100 cm	—	100 cm 以上
90 cm	—	90～100 cm 未満
80 cm	80 cm 以上	80～90 cm 未満
70 cm	70～80 cm 未満	70～80 cm 未満
60 cm	60～70 cm 未満	60～70 cm 未満
50 cm	50～60 cm 未満	—

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

- シヌアータ種は10本1束とし、30本から50本入りの段ボール箱詰めまたはバケツ詰めを標準とする。
- ハイブリッド種は5本1束とし、ボリュームに応じて段ボール箱またはバケツに入れる本数を調整する。
- 段ボール箱詰めでは包装紙を使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

カーネーション

(1) 等級

品質	秀	優	良
花、茎、葉のバランス	曲りなく、バランスが特に良いもの	曲りなく、バランスが良いもの	優に次ぐもの
茎の固さ	固いもの	秀に次ぐもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備え、極めて良いもの	品種本来の特性を備え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	優に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階級

表示	選別基準	表示	選別基準
70 cm	70 cm 以上	40 cm	40 ~ 50 cm 未満
60 cm	60 ~ 70 cm 未満	30 cm	30 ~ 40 cm 未満
50 cm	50 ~ 60 cm 未満		

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備考

1. 10本1束とし、50本から100本入りの段ボール箱詰めまたはバケツ詰めを標準とする。
2. 段ボール箱詰めでは包装紙を使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

べ に ば な

(1) 等 級

品 質	秀	優	良
花、茎、葉のバランス	ボリュームがあり、曲がりなく、バランスが特に良いもの	ボリュームがあり、曲がりなく、バランスが良いもの	優に次ぐもの
茎の固さ	固いもの	秀に次ぐもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備え、極めて良いもの	品種本来の特性を備え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	優に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階 級

表 示	選 別 基 準	表 示	選 別 基 準
90 cm	90 cm 以上	60 cm	60～70 cm 未満
80 cm	80～90 cm 未満	50 cm	50～60 cm 未満
70 cm	70～80 cm 未満		

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

1. 10本1束とし、30本から50本入りの段ボール箱詰めまたはバケツ詰めを標準とする。
2. ダンボール箱詰は包装紙を使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

宿根かすみそう

(1) 等 級

品 質	秀	優
花、茎、葉のバランス	ボリュームがありバランスが特に良くとれているもの	ボリュームがありバランスが良くとれているもの
茎の固さ	固いもの	秀に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備え、極めて良いもの	品種本来の特性を備え、良いもの
病虫害障害	ないもの	ないもの
切り前	適期のもの	適期のもの

(2) 階 級

表 示	選 別 基 準
90 cm	90 cm 以上
80 cm	80～90 cm 未満
70 cm	70～80 cm 未満
60 cm	60～70 cm 未満

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備 考

1. 5本または10本1束とし、ボリュームに応じて段ボール箱詰めまたはバケツ詰めの本数を調整する。
2. 段ボール箱詰めでは包装紙を使用し、中締めを行う。バケツ詰めでは1束ごとにスリーブを使用する。

グラジオラス

(1) 等級

品質	秀	優	良
花、茎、葉のバランス	曲りなく、バランスが特に良いもの	曲りなく、バランスが良いもの	優に次ぐもの
花型花色	品種本来の特性を備え、極めて良いもの	品種本来の特性を備え、良いもの	優に次ぐもの
病虫害障害	ないもの	ないもの	優に次ぐもの
切り前	適期のもの	適期のもの	適期のもの

(2) 階級

表示	選別基準
110cm	110cm 以上
100cm	100～110cm 未満
90cm	90～100cm 未満
80cm	80～90cm 未満

(注) 産地ごとに選別基準の範囲内で草丈を定めるものとする。

備考

1. 10本1束とし、100本入りの段ボール箱詰めを標準とする。
2. 段ボール箱詰めでは、包装紙を使用し、中締めを行う。

加工果実取引規格

昭和57年4月30日
 山形県加工果実需給安定委員会
 改正 平成 7年5月24日
 平成11年5月28日

(1) さくらんぼ

項目	品 種	缶 詰 用	
		1 級	
		ナポレオン	佐藤錦
品 質		1. 損傷果、過熟果、変形果、裂果、病虫害果、未熟果でないもの。 2. 玉揃いは斉一なもので、異品種果の混入がないもの。	
重 量	L・M	3.70g 以上	3.50g 以上
出 荷		出荷方法は、取引規格区分により所定の容器に詰め、各容器に品種、規格、数量、荷口、生産者氏名及び団体名を明記した責任票を入れること。	

付記 上記の等級に該当しないものは格外品とする。

(2) も も

① 白肉種

項目	缶 詰 用		果 汁 用 (ネクター)	
	1 級	2 級		
品質	ア. 形状	品種固有の形状で変形果及び核割果のないもの。	変形果、核割果の軽度なもの。	規制しない。
	イ. 色沢	果肉に紅色なく、果皮に日焼のないもの。	果肉に紅色及び果皮に日焼が目立たないもの。	規制しない。
	ウ. 傷害	病虫害及び押傷等外傷のないもの。	病虫害及び押傷等のないもので、外傷が果皮にとどまり軽微のもの。	病虫害果及び外傷等により果汁が抽出してないもの。
	エ. 熟度	熟度斉一で適熟4日前のもの（搬入後4日で容易に果皮がむけるもの。）	同左に準ずるもの。	未熟果、腐敗果でないもの。

項 目		缶 詰 用		果 汁 用 (ネクター)
		1 級	2 級	
	オ. 玉揃	玉揃いは斉一なもので、かつ異品種を混入しないもの。	同左に準ずるもの。	規制しない。
重量	LL L M S	230g 以上 280g 未満 190g 以上 230g 未満 140g 以上 190g 未満 130g 以上 140g 未満	同 左	120g 以上
出荷		出荷方法は、取引規格区分により所定の容器に詰め、各容器には品種、規格、数量、荷口、生産者名及び団体名を明記した責任票を入れること。		

付記 上記の等級に該当しないものは格外品とする。

② 黄 肉 種

項 目		缶 詰 用	
		1 級	2 級
品質	ア. 形状	品種固有の形状で変形果及び核割果のないもの。	変形果、核割果の軽度なもの。
	イ. 色沢	果肉に紅色なく、果皮に日焼のないもの。	果肉に紅色及び果皮に日焼が目立たないもの。
	ウ. 傷害	病虫害及び押傷等外傷のないもの。	病虫害及び押傷等のないもので、外傷が果皮にとどまり軽微のもの。
	エ. 熟度	熟度斉一で適熟のもの	同左に準ずるもの。
	オ. 玉揃	玉揃いは斉一なもので、かつ異品種を混入しないもの。	同左に準ずるもの。
重量	LL L M S	240g 以上 190g 以上 240g 未満 140g 以上 190g 未満 130g 以上 140g 未満	同 左
出荷		出荷方法は、取引規格区分により所定の容器に詰め、各容器には品種、規格、数量、荷口、生産者名及び団体名を明記した責任票を入れること。	

付記 上記の等級に該当しないものは格外品とする。

(3) 西 洋 な し

① ラ・フランス

項 目		缶 詰 用	果 汁 用
品質	ア. 形状	品種固有の形状で変形果のないもの。	規制しない。
	イ. 熟度	品種固有色にして熟度は斉一なもの。	未熟果及び腐敗果でないもの。
	ウ. 傷害	病虫害及び外傷のないもの。	病虫害及び外傷により果汁が抽出していないもの。
	エ. 玉揃	玉揃は斉一なもので異品種を混入しないもの。	玉揃は規制しないが、異品種を混入しないもの。
		上記に該当するものは1級にして、その他はそれぞれの品質程度に応じて2級及び格外品とする。	
重量	2 L L M S S S	280g 以上 320g 未満 250g 以上 280g 未満 210g 以上 250g 未満 180g 以上 210g 未満 150g 以上 180g 未満	120g 以上
出荷		出荷方法は、取引規格区分により所定の容器に詰め、各容器には品種、規格、数量、荷口、生産者名及び団体名を明記した責任票を入れること。	

② ラ・フランス以外のもの

項 目		内 容	
品質	ア. 形状	形状良好なもの。	
	イ. 色沢 熟度	品種固有色にして熟度は斉一なもの。	
	ウ. 傷害	病虫害及び外傷のないもの。	
	エ. 玉揃	玉揃は、斉一なもので、かつ、異品種を混入しないこと。	
		上記に該当するものは1級にして、その他はそれぞれの品質程度に応じて2級及び格外品とする。	
重量	L M S	190g 以上 210g 150g 以上 190g 未満 140g 以上 150g 未満	
出荷		出荷方法は、取引規格区分により所定の容器に詰め、各容器には品種、規格、数量、荷口、生産者名及び団体名を明記した責任票を入れること。	

山形県農林水産部6次産業推進課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
(TEL 023-630-2221)